

手順書: 動脈血液ガス分析関連

22. 直接動脈穿刺法による採血 その2(7-1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(呼吸状態、努力呼吸の有無等)及び検査結果(経皮的動脈血酸素飽和度(SpO_2)等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、経皮的に橈骨動脈、上腕動脈、大腿動脈等を穿刺し、動脈血を採取した後、針を抜き圧迫止血を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 4. 呼吸回数の増加が認められた場合
 - 5. 経皮的動脈血酸素飽和度の低下が認められた場合
 - 6. チアノーゼが出現した場合
- 上記のどれかを満たす場合

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態の悪化なし
- 血圧低下なし

以上の全てが当てはまる場合

病状の範囲外

担当医師に直接連絡し指示をもらう

病状の範囲内

【診療の補助内容】

直接動脈穿刺による採血

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態の悪化
- 血圧の低下
- 心拍数の変化（頻脈、徐脈、不整脈）
- 呼吸状態の悪化
- 経皮的動脈血酸素飽和度の著しい低下

上記のどれか一項目でもあれば、バイタルサインを確認して担当医に連絡

担当医師に直接連絡し指示をもらう

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師（および診療科長）

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

- 1. 担当医師の携帯電話に直接連絡
- 2. 診療録への記載